

## 皆さまからお寄せいただいた質問・要望について

「県外自主避難者等への情報支援事業」では、皆さまのお困りごとや心配ごとについてのご相談を受け付けることとしていますが、昨年12月に開催した「支援情報説明会・交流会」にて、ご参加の皆さまから質問・要望をお寄せいただきましたので、主な内容とその回答をご紹介します。

No.	会場	質問・要望	回答
1	京都府	<p>このような会を開催いただくのはありがたいのですが、ここで発言した意見は、今後の施策の中に活かしてほしい。</p> <p>(田村市からの避難者)</p>	<p>避難者の方々の状況やご意見などを伺うことは、非常に重要なことと認識しております。復興庁では、様々な場を活用して、復興庁職員が直接、避難者の声を伺っております。</p> <p>今後とも、子ども被災者支援法の趣旨に沿って、避難者を支援する民間団体とも協力しながら、避難者等のご意見を引き続き伺いつつ、必要な施策を行ってまいります。</p> <p>(復興庁)</p>
2	京都府	<p>家賃補助について、平成29年4月から開始というのが問題です。京都府から「公営住宅の数に限りがあるので、早めに転居するように」との説明がありましたが、家賃補助がでるまでの間の繋ぎはどうすればよいのでしょうか。</p> <p>(南相馬市からの避難者)</p>	<p>避難者の方々が円滑に住居確保できるよう補助の開始時期の前倒しを検討しています。その内容について検討を進め、できる限り早くお示しします。</p> <p>(福島県)</p>
3	山形県	<p>住宅困窮者には確実かつ継続的な住宅支援策を講じてください。災害救助法による支援が外れて、支援が薄くなるのは大変困ります。支援水準の維持に努めてほしい。</p> <p>(福島市からの避難者)</p>	<p>福島県として、災害救助法による応急仮設住宅の供与は平成29年3月まで、1年延長をもって終了することとしましたが、避難されている方々が今後生活再建のための見通しを持っていただくため、新たな支援策に移行することとしました。</p> <p>平成29年4月以降も民間賃貸住宅に避難を継続される方については、一定収入条件のもと、家賃補助を実施することとしております。</p> <p>さらに、福島県外の公営住宅について、子ども被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援の要請を進めるとともに、東日本の一部において、空き住戸となっている雇用促進住宅を新たな住居として確保する予定です。</p> <p>(福島県)</p>
4	山形県	<p>子ども被災者支援法では支援対象地域の方の住宅の確保は国の責務として説明されており、支援対象地域に当てはまる限り、住宅支援は継続されるものと理解しています。福島県から国に対しての要求は引き続きお願いしたい。</p> <p>(福島市からの避難者)</p>	<p>福島県において、避難指示区域外の避難者への「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」が公表されているものと承知しています。</p> <p>復興庁としても、新たな生活への円滑な移行のための相談支援をはじめとして、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、適切に対応してまいります。</p> <p>(復興庁)</p> <p>子ども被災者支援法の基本方針及び個別施策については、一義的には国が主体的に行うものと考えていますが、健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など本県の実情に対応した個別施策の充実や必要な財源措置を講ずるよう、引き続き関係機関に要望・調整していくとともに、県としても、引き続き子どもを始め、被災者の支援に取り組んでまいります。</p> <p>(福島県)</p>
5	山形県	<p>自分の世帯が補助要件の対象となるのか教えてほしい。公表と同時に、具体的な支援金額も教えてもらえるような窓口を設けてほしい。</p> <p>(二本松市からの避難者)</p>	<p>民賃補助の概要については、県ホームページへの掲載はもとより、市町村や受け入れ自治体の協力をいただきながら、各種広報誌等によりお知らせするとともに、今後の説明会、交流会においても周知を図ってまいります。</p> <p>支援内容の問合せは、被災者のくらし再建相談のフリーダイヤル(0120-303-059)を用意しているため、こちらで確認することができます。</p> <p>(福島県)</p>

No.	会場	質問・要望	回答
6	新潟県	家賃補助の収入要件については母子避難者のみが対象ということでしょうか。 (福島市からの避難者)	対象は母子避難世帯のみではなく、避難を継続するすべての世帯になりますが、一定の収入要件があります。その収入要件は、公営住宅法による公営住宅の入居基準を参考に、県が定めた基準額以下の世帯を対象としております。 なお、母子避難などの二重生活世帯については、「子ども被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱います。 (福島県)
7	新潟県	家賃補助は4人世帯を対象とするという話を聞いたのですが、家族構成は要件になるのでしょうか。 (福島市からの避難者)	対象世帯の要件に世帯人数での制限はありません。ただし、同居者数によって収入要件の基準額が変わってきます。 (福島県)
8	新潟県	初期費用の補助について、家賃補助以外にも補助を受けることができるという理解で良いでしょうか。 (福島市からの避難者)	平成29年4月以降は、個人での契約で住んでいただくこととなります。その際、敷金や礼金といった初期費用が発生することから、これらの初期費用負担の軽減のため、定額10万円を別途補助するものです。 (福島県)
9	新潟県	避難後、子供が生まれ4人で暮らしており、とても狭いです。こういう理由で転居した場合も補助が受けられるのでしょうか。 (福島市からの避難者)	現在の災害救助法による応急仮設・借上住宅については、貸主都合など特別な事情がなければ、住み替えが出来ませんでした。今回支援策に移行し、県事業として実施することから、県外避難の場合、同一都道府県内での転居(県内避難の場合は同一市町村内での転居)については、住宅が手狭になったことや通院・通学、より低廉な家賃の住宅への転居など、避難の継続の範囲内で幅広く対象とします。 (福島県)
10	新潟県	家賃補助を2年後に実施するというのは納得できません。 (郡山市からの避難者)	平成27年6月に決定した災害救助法による応急仮設住宅の1年延長に加え、民間賃貸住宅家賃への支援の期間2年を合わせた3年の中で、将来の見通しを立てていただきたいという考えによるものです。 (福島県)
11	新潟県	敷金、礼金等、初期費用の支援について、収入要件は無いと考えてよいでしょうか。 (郡山市からの避難者)	初期費用の支援については、民間賃貸住宅家賃への支援事業の一部であることから、収入要件を満たすことが条件となります。 (福島県)
12	新潟県	これまでの家賃は収入に関係なく全額補助を実施できているのに、なぜ、今回の新たな支援策では収入要件を付けないといけないのでしょうか。 (郡山市からの避難者)	県事業として実施する上で、一定の収入要件が必要という判断のもと、公営住宅の入居基準を参考とした基準額を定めることとしました。 (福島県)
13	新潟県	帰還する方への引越補助は、平成29年4月以降は対応しないのでしょうか。 (郡山市からの避難者)	補助の対象となるのは平成29年3月までに県内の自宅等への移転となります。よって、期限までに移転されない場合は対象となりません。 (福島県)
14	新潟県	引越費用の補助について、現時点で帰還された方も対象とありますが、帰還した知り合いはこのことを知りませんでした。戻った方にきちんと周知されているのでしょうか。 (郡山市からの避難者)	新聞等への掲載やHP、さらには市町村を通じて周知を行っているところではありますが、伝わっていないということであれば、さらに周知を徹底していきます。 (福島県)
15	新潟県	移転費用の支援について、現在、家賃を自己負担している世帯は対象外なのでしょうか。 (いわき市からの避難者)	今回の支援は、災害救助法による仮設・借上げ住宅から、恒久的な住宅に移転される世帯を対象としており、ご自身で住宅を確保され、避難されている方につきましては対象とはなりません。 (福島県)
16	新潟県	家賃補助における収入要件については、いつの時点の収入が対象になるのでしょうか。 (新潟県における支援団体)	収入要件の審査は平成27年の収入を基に行うこととしております。 (福島県)

No.	会場	質問・要望	回答
17	沖縄県	除染は、家の前だけ実施しても意味がありません。福島県全体を実施しなければ生活ができません。森林の除染が難しいと聞きますが、何かしらの手段を用いて実施してほしい。 (二本松市からの避難者)	福島の皆様の生活の場として、また、福島県の森林林業の再生・復興のために、森林の放射性物質対策は極めて重要であると認識しており、まず、住居等の近隣の森林をしっかりと取り組んでいきます。 また、利用者や作業者が日常的に立ち入る森林の除染についても、引き続き地元の自治体の皆様の声をよく聞きながら除染を実施していきます。 また、それ以外の森林について、放射性物質の拡散防止を図るため、 ① 林業再開のための実証事業などの取組を推進するとともに、 ② 森林からの放射性物質の流出を防止する木柵設置などの対策を進めていきます。 さらに、ご不安に應えるためにも、森林の放射性物質のモニタリングや、拳動に関する調査・研究等により、継続的に知見を集積し、有用な情報を対策に反映していきます。 (環境省)
18	沖縄県	(福島県からのお知らせ「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」に記載されている)住宅確保対策等の方向の中の「恒久的な住宅への円滑な移行について」の内容について教えてほしい。 (二本松市からの避難者)	ご自身で住宅の確保が困難な方等が仮設・借上げ住宅から転居等し、恒久的な住宅へ移行できるよう、避難先の自治体を含めた関係者による会議を設置し、生活再建に向けてどのようなサポートができるか検討を進めていくものです。 (福島県)
19	沖縄県	沖縄県ですが、福島県の甲状腺検査を受診できる病院が本島の浦添に一つあるだけで、宮古島では受診できません。受診費は無料であっても、本島への交通費は、付添いも含めて必要になります。全国どこにいても自分の住むところで検査が受けられるようにしてほしい。また、成人になっても検査が受けられるようにの長い支援をしてほしい。 (二本松市からの避難者)	県民健康調査の甲状腺検査(以下「甲状腺検査」という。)を実施する検査機関は、福島県からの避難者が福島県内で実施している甲状腺検査と同じ水準の検査を受診できるよう、高い検査精度を確保する必要があることから、日本甲状腺学会等の専門医等が勤務している医療機関に限定しているため、その条件を満たす施設にお願いするしかない状況にあります。引き続き、より身近な場所で受診できる環境を整備するため、甲状腺検査を実施可能な検査機関(主に病院などの医療機関)を増やすよう努めて参ります。 また、甲状腺検査は、20歳を超えるまでは2年ごとに、それ以降は25歳、30歳等の5歳ごと(25歳時の検査までは5年以上空けないよう)に継続して実施することとしております。 なお、県民健康調査は受診者等の同意に基づき実施しており、一定のメリットもあることから、交通費等については自己負担をお願いしているところですので、御理解くださるようお願いいたします。 (福島県)
20	岡山県	現在は雇用促進住宅に住んでいます。民間賃貸の補助に切り替わる時にどのようなになるのか教えてほしい。 (いわき市からの避難者)	一般的な賃貸借契約と同様、避難者個人が物件所有者と契約を締結することになります。 なお、雇用促進住宅は民間賃貸住宅家賃補助の対象外となっております。 (福島県)
21	岡山県	(子ども被災者支援法において)支援対象地域の定義として「一定の基準以上」という言葉が見られますが、この具体的な基準は定められているのでしょうか。 (福島市からの避難者)	立法時における「線量数値でコミュニティを分断してはならない」、「地域の実情に合わせて区域を決めるべき」、「多様な事情を総合的に勘案して決めるべき」などの議論を踏まえ、基本方針において、原発事故発生後、年間積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、20ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り地域(避難指示区域等を除く)を「支援対象地域」と定めております。 (復興庁)
22	岡山県	(子ども被災者支援法において)今後も支援対象地域が見直されることになっていますが、その際に住民の意見を聞くような場は設けられるのでしょうか。 (福島市からの避難者)	平成27年8月に改定した子ども被災者支援法基本方針においては、「避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない」こととしています。 今後も、子ども被災者支援法の趣旨に沿って、様々な機会をとらえ、避難者の方々の声をお聞きしてまいりたいと考えています。(復興庁)

No.	会場	質問・要望	回答
23	岡山県	<p>浜通り、中通りからの被災者は、震災当時の居住実績証明をすることで公営住宅への入居要件が緩和されますが、これを利用できる避難先自治体はどの程度あるのでしょうか。</p> <p>(福島市からの避難者)</p>	<p>自主避難者の公営住宅への入居円滑化措置を実施している都道府県及び政令市は、平成28年1月16日時点で、35の都道府県と13の政令市です。(実施調査は47都道府県と20政令市の全67事業主体が対象)</p> <p>詳細は復興庁ホームページ (<a href="http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/201409_kodomo_sien.html">http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/201409_kodomo_sien.html</a>) に掲載しておりますので、ご参照いただき、各自治体へお問い合わせ下さい。(復興庁)</p> <p>※HPをご覧になれない方に関しましては、受託事業者にご一報ください。</p>